

債券報告書

事業年度 自 平成19年4月1日
(第9期) 至 平成20年3月31日

日本政策投資銀行

1．この債券報告書（第9期）（以下、「本報告書」という。）は、日本政策投資銀行（以下、「当行」という。）が、第9期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を記載して作成した、平成20年6月30日付の書類です。

当行は、日本政策投資銀行法第43条に基づき、財務大臣の認可を受けた日本政策投資銀行債券の発行に係る基本方針に則って、日本政策投資銀行債券を発行する際に、債券内容説明書（以下、「説明書」という。）を作成する予定です。各説明書には、該当する日本政策投資銀行債券に関する詳細が記載されます。各日本政策投資銀行債券への投資判断にあたっては、当該各説明書も併せてご覧下さい。また、本報告書作成以後に公表すべき変更その他の事由が生じた場合、翌期に係る同様の報告書が作成される日までに発行される日本政策投資銀行債券に係る各説明書に、補完情報として記載する予定です。

2．日本政策投資銀行債券については、金融商品取引法第3条が適用されることから、日本政策投資銀行債券に関しては、金融商品取引法第2章の規定は適用されません。

従って当行は、同法第24条に基づく有価証券報告書の提出義務を負っていませんが、当行は、毎事業年度及び毎半期ごとに、上記の記載事項を記載した債券報告書及び半期債券報告書を作成し、原則として毎年6月末日及び12月末日を目途として公表する方針を有しています。公表の方法については、債券報告書及び半期債券報告書を本支店に備え置き開示するとともに、当行ホームページ（<http://www.dbj.go.jp/>）にも掲載します。

3．当行は、証券取引法第193条の2の規定に準じて、前連結会計年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表については、みずず監査法人による監査証明を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査証明を受けております。

なお、当行の監査人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 みずず監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 監査法人トーマツ

（注） 本報告書中の数値は特に他の記載がない限り、企業会計基準に準拠したものです。

目 次

第9期 債券報告書	頁
表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	34
3 【対処すべき課題】	34
4 【事業等のリスク】	34
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
7 【財政状態及び経営成績の分析】	39
第3 【設備の状況】	48
1 【設備投資等の概要】	48
2 【主要な設備の状況】	48
3 【設備の新設、除却等の計画】	48
第4 【提出会社の状況】	49
1 【株式等の状況】	49
2 【自己株式の取得等の状況】	50
3 【配当政策】	50
4 【株価の推移】	50
5 【役員の状況】	51
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	53
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	92
第6 【提出会社の株式事務の概要】	106
第7 【提出会社の参考情報】	106
1 【提出会社の親会社等の情報】	106
2 【その他の参考情報】	106
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	106
[監査報告書]	